

総会

配布：一般

2013年9月18日

第67会期

議事日程議題 116

2013年8月29日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/67/936)]

67/297. 総会の活動の再活性化

総会は、

2012年9月17日の総会決議 66/294 および総会の活動の再活性化に関する従前の他の全ての諸決議¹を再確認し、

総会の役割、権限、有効性および効率性を更に高める必要性を認識し、

総会の活動の活性化は、国際連合の全体的な改革の主要な要素であることをくり返し表明し、

国際連合憲章に従った、平和および安全の問題に対処する総会の役割を認識し、

憲章に定められたように、地球規模の統治におけるものを含む、国際社会に対する地球規模の懸念事項に関する総会の役割と権限を再確認し、

総会の第67会期中の再活性化の議事日程を先に進める総会議長の努力を歓迎し、

¹ 46/77、47/233、48/264、51/241、52/163、55/14、55/285、56/509、57/300、57/301、58/126、58/316、59/313、60/286、61/292、62/276、63/309、64/301 および 65/315。

1. 総会の活動の再活性化に関するアド・ホック作業グループの報告書、およびそれに添付された再活性化に関する総会決議の更新されたインベントリ²を歓迎する。

2. 以下のことを行う、全ての加盟国に開かれた、総会の活動の活性化に関するアド・ホック作業グループを、総会の第 68 会期に、設立することを決定する。

(a) 特に、前の会期において並びに実施の状態を評価することを含む、従前の諸決議において達成された進展をもとにすることにより、総会の役割、権限、有効性および効率性を高める更なる方法を特定すること。

(b) 総会の第 68 会期に総会に対してそれについての報告書を提出すること。

3. アド・ホック作業グループは、総会の第 67 会期に提出されたアド・ホック作業グループの報告書に附属した再活性化に関する総会決議のインベントリの再検討を続けるものとし、そして、結果として、第 68 会期の報告書に添えられたインベントリを更新し続けることもまた決定し、また事務総長に対し、第 68 会期でのアド・ホック作業グループによる更なる審議のため、履行のために事務局に宛てられた履行されてこなかった再活性化に関する総会決議の規定に関する最新情報を、履行できない背後にある制約や理由の兆候と共に、提出することを要請する。

総会の役割および権限

4. 憲章の第 24 条に従って、安全保障理事会が国際の平和および安全に対する主要な責任を有していることを念頭に置きつつ、適当と認められる場合、総会による迅速且つ緊急行動を可能にする、総会の手続規則の規則 7 から 10 に定める手続を使用しつつ、国際連合憲章第 10 条から 14 条そして 35 条に従って、国際の平和および安全に関する問題を含む、総会の役割と権限を再確認する。

5. 総会の活動の再活性化に関するものを含む、総会決議の不履行は、総会の役割、権限、有効性および効率性を減らし得ることを認識し、またその履行における加盟国の重要な役割と責任を強調する。

² A/67/936。

6. 紛争の予防と解決における総会の役割に興味を集中させるために、会期の全体にかかわるテーマとして「平和的手段により国際紛争若しくは事態の調整または解決をもたらすこと」を選択した第 67 会期の総会議長によるイニシアティブを歓迎する。

7. 国際社会にとって非常に重要な現在の問題について双方向の包括的なテーマ別の討論を行う価値を認識し、そして総会議長に対して、この慣行を続けることおよびかかる討論の準備日程について並びに適切と認められる場合に、かかる討論の結果志向型のまた実りの多い成果を達成する可能性について、一般委員会および加盟国と協議し、そして総会に対して、各会期の始めに、準備日程を勧告することを招請する。

8. 総会の関連する手続規則に一致して、総会の政府間の性格を十分に尊重する一方で、総会および国際的な若しくは地域的なフォーラムや国際社会に対する地球規模の懸念事項を扱う機関並びに適切および適切と認められる場合には、市民社会との継続している相互作用の重要性と利益をまた認識する。

9. 国際連合の主要機関の間関係は、憲章に記されているようにその各々の任務と権限に従って、相互に補強しまた補完的であることを再確認し、そしてこれに関連して、主要機関の長の中のまた国際連合事務局、とりわけ事務総長との一層の協力、調整および情報交換を確保することの重要性を強調する。

10. 総会に対する安全保障理事会の年次報告書の質における改善を歓迎し、そして安保理に対し、必要に応じて更に改善することを奨励する。

11. 広報局を含む、事務局に対し、総会の可視性を高めまたその活動についての世界の一般の人々やメディアの認識を高めるためにその努力を継続することを奨励し、そしてこれに関連して、総会の活動と決議を宣伝し続ける広報局の努力に留意しまた同局に対し総会議長室とのその活動関係を高める続けることを要請した、2012 年 12 月 18 日の総会決議 67/124B の第 10 項を想起する。

活動方法

12. アド・ホック作業グループに対する主要委員会の各委員長による、総会の第 67 会期中の各々の委員会の作業方法についての説明を歓迎し、そしてこれに関連して、主要委員会に対し以下のことを奨励する。

(a) 部分的な一致や重複を避けつつ、その活動の適切な調整を確保すること。

(b) その活動のより良い調整のためまた円滑な引継のため会期の少なくとも 3 か月前に各委員会の部局を選出すること。

(c) その活動の円滑な計画および時宜を得た結論を促進するため、各々のクイック・プレイスから利益を得ること。

(d) その各々の作業方法に関する経験、良い慣行および学んだ教訓を共有すること。

13. 各主要委員会に対し、各会期の始めにその作業方法を更に話し合うことを要請し、そしてこれに関連して主要委員会の委員長に対し、適切な場合には、第 68 会期にアド・ホック作業グループに説明することを招請する。

14. 総会の活動を支援する一般委員会の役割を強化することの重要性を強調する。

15. 総会および第 68 会期の主要委員会が、加盟国と協議して、アド・ホック作業グループの関連する勧告を考慮しつつ、支援国や支援諸国の明確な同意を得て、サンセット条項の導入を通じたものを含んで、総会の議事日程における議題の更なる二年化、三年化、収束および削除について審議を続けまたそれに対する提案を行うという総会の要請をくり返し表明する。

16. 総会の活動の再活性化に専念しているリンクを、主要委員会のウェブサイトのモデルに続いて、既存の資源の範囲内から、国際連合ウェブサイトの総会の頁に設立することを決定する。

17. そのような責任を負う理事国となる前により良い事前の計画立案や準備を促進するために、現在慣行であるように、毎年 10 月よりも早く、安全保障理事会の非常任理事国および経済社会理事会の理事国を選出する可能性の探求を奨励する。

18. 国際連合で開催されたハイレベル会合が、非常に重要な話題により多くの可視性を与えたことに感謝の念をもって留意し、そして、全ての加盟国の完全な参加を促進しまた9月の一般討論の完全性を保つ必要性に注意する一方で、会議の日程表を考慮しながら、そして、総会の各会期の始めの9月にハイレベル会合を召集することそして適切な場合には、会期を通してハイレベルのテーマ別討論を召集することという現在の慣行を害することなく、改まった年の期間中の将来のハイレベル会合の日程計画の可能性を探求することによるものを含んで、ハイレベル会合およびハイレベルのテーマ別討論の数と配分を最適化する目的で、既存の資源の範囲内から、そのような行事テーマ別討論の日程計画の調整を高めるといふ、事務総長、総会議長および主要委員会の委員長に対するその招請をくり返し表明する。

19. 加盟国、国際連合機関および事務局に対し、活動の重複を避け、簡潔な決議、報告書および他の文書のために努力することにおいて最大限の可能な自制を、特に、実際の内容をくり返すよりも従前の文書を言及することにより、行使しそして主要な主題に焦点を絞るため文書化の強化について協議し続けることを奨励し、また彼らに対し政府間機関により調査される文書の時宜を得た処理を認めるために既存の提出期限を遵守することを求める。

20. 事務局に対し、eメールを使用する現在のその慣行に加えて、全ての常駐使節団に対し重要な公式の書簡や通知を広めるためファクシミリ通信を使用することを促す。

21. 加盟国に対し、文書の質と分配を改善するため、この行使から生ずるであろう経費節約と環境的影響の削減を考慮しつつ、事務局により提供されるeサービスを十分に活用することを奨励する。

22. アド・ホック作業グループに対し、総会の第68会期の早い段階における選挙のために、そして遅くとも総会の第69会期の始まる6か月前までに、予測可能な、透明なそして公正な手続を確立することを目的として、総会の主要委員会の議長および報告者の選挙に関する取極を準備することおよび総会の第69会期の開始の遅くとも3か月前までに総会にそれを提出することを要請し、また地域的集団に対し、第69会期の議長および報告者の選挙のためこれらの取極により指導されることを招請する。

事務総長および他の幹部の選抜および任命

23. 憲章第 97 条の規定に従って、事務総長の選抜および任命における総会の役割の再活性化の審議を、アド・ホック作業グループにおいて、継続する総会の公約を再確認し、1946 年 1 月 24 日の 11 (I)、1997 年 7 月 31 日の 51/241、2006 年 9 月 8 日の 60/286、とりわけその付属文書の第 17 項から 22 項、および 2010 年 9 月 13 日の 64/301 を含む、全ての関連する諸決議の完全な実施を求める。

24. 事務総長の選抜および任命の過程は、憲章第 97 条に従って安全保障理事会の役割を考えれば、国際連合システムの機関における他の幹部に関して用いられている過程と異なることを認識し、また全ての加盟国について透明でありまた包括的である、事務総長の選抜の過程の必要性を再び強調する。

25. 総会が、国際連合事務総長の地位に立候補している候補者の聴聞会若しくは集会を実施することを提案している³、国際連合システムの機関における幹部の選抜と勤務条件に関する合同監査団の報告書に含まれた勧告に留意する。

総会議長室の組織としての記憶を強化すること

26. 総会議長の活動が、近年著しく増加してきたことに留意し、従前の決議における総会議長室に対する支援に関する規定を想起し、既存の手續、とりわけ総会の手續規則の規則 153、に従って、同室を更に支援する方法を求める継続した関心を表明し、そしてこの文脈において、2011 年 12 月 24 日の決議 66/246 の第 32 項および決議 66/294 の第 31 項に従って同室に対する予算割当を再検討する事務総長の案の彼による提案を期待する。

27. 総会議長に対し、公用渡航を含む、その活動について加盟国に定期的に説明する慣行を続けることを奨励する。

28. 総会議長室を支援して信託基金に対する加盟国の拠出の重要性を奨励し、そしてこれに関

³ A/65/71 を見よ。

連して加盟国に対し、同基金に拠出することを奨励する。

29. 総会の第 68 会期の総会議長に対し、事務局と協力して、同議長の役割、職務権限および活動に関してアド・ホック作業グループに報告することを要請する。

30. 事務総長に対し、総会の第 68 会期に、なんらかの技術的、兵站的、儀礼関連若しくは財政上の問題を含む、総会議長室の資金調達および職員配置の資源について、そして事務局によるそのような支援提供の予算的基礎についてもっと説明するために、アド・ホック作業グループに報告することを要請する。

31. 議長間の移行を調整すること、議長と事務総長の間相互交流を管理することおよび組織としての記憶の保存に対して責任をもった、献身的な事務局職員が割り当てられることを、合意された資源の範囲内から、確保する必要性を強調する。

32. 辞職する総会議長に対し、学んだ教訓および最善の慣行を自らの後継者に説明することを要請し、また事務局に対して、総会議長室と調整して、既存の資源の範囲内から、同室の組織としての記憶を強化することに役立ち得る、過去の議長の最善の慣行の要約を発行する可能性を探究することを要請する。

第 97 回本会合

2013 年 8 月 29 日